

地域力活性化プログラム「市民の力活用事業」実施要綱

1. 事業名

本事業は、地域力活性化プログラム「市民の力活用事業」という。

2. 目的

本事業は、少子高齢化社会の中で、現代社会の持つ諸課題や地域の抱える諸課題について、市民の持つ知識や経験を活用し、市民に課題解決のための講座や集会活動を提案してもらい、公民館と共に地域力の活性化と地域活動団体の育成を図ることを目的とする。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、実施する公民館と提案した団体とする。

4. 実施期間

本事業の期間は毎年度4月から3月までとする。講座や集会活動の実施期間は、8月から3月までとする。

5. 実施場所

本事業の実施場所は原則として実施公民館とする。

6. 事業内容

本事業は、講座の開設、集会活動とし、次の内容を踏まえたものとする。

- 1) 現代社会の諸課題や地域の抱える諸課題を取り上げたもの
- 2) 市民の生きがいづくりや生活を豊かにするためのもの
- 3) 若い年齢層や新しい参加者をねらったもの
- 4) その他、地域力を活性化させるために、文化・スポーツ、福祉、環境、教育などの分野でまちづくりに貢献できるもの

7. 応募資格

本事業に応募できる者は、半数以上が市内在住・在勤・在学の者で構成する団体で、前項の事業内容を取り上げたものとする。

8. 除外要件

次に掲げる内容の応募はできないものとする。

- 1) 特定の政治活動、宗教活動、営利を目的としたもの。
- 2) 暴力団及び暴力団又は暴力団員の統制下にあるもの。
- 3) その他公序良俗を乱すおそれのあるもの。

9. 応募方法

本事業に応募しようとする者は、別紙様式1「市民の力活用事業提案書」に必要事項を記入し、事業開催月4か月前の末日までに実施公民館長へ提出するものとする。

10. 審査決定

実施公民館長は、応募のあったものについて、別に定める「市民の力活用事業審査基準」に基づき当該実施公民館に属する公民館運営審議会の意見を聴き、審査決定する。

実施公民館長は、決定したものに対し別紙様式2「市民の力活用事業決定通知書」により通知するものとする。

1 1. 事業実施条件

事業実施にあたっては、次の条件を満たしたものとする。

- 1) 事業は実施公民館の主催とし、提案した者と公民館職員とで事業を企画、運営する。
- 2) 類似した提案が複数あった場合は、調整のうえ一つの事業として行うことができる。
- 3) 事業内容が趣味・カルチャー的なものは原則として対象外とする。
- 4) 事業内容は、市民の誰もが参加できるように公益性と中立性に配慮し、先進的かつ先駆的な取り組みとし、将来性のあるものを取り上げる。
- 5) 事業は、提案した者又は提案した者が属する団体の構成員並びにその団体の指導者等が私塾的・営利的な活動を行うものを除く。また提案した団体の発表会も同様とする。
- 6) 講座又は集会活動に係る報償費は公民館の負担とし、提案した者の報酬、手当、食糧費、交通費、その他必要経費は提案団体の負担とする。
- 7) 講座又は集会活動に係る講師謝礼金の額は、市の講師報償基準による。
- 8) 講座又は集会活動並びに当該事業に係る会議等で使用する市内の公民館の使用料については船橋市公民館条例施行規則第8条第1項第1号の規定により免除とする。

1 2. 事業実施報告

本事業終了後は、別紙様式3「市民の力活用事業実施報告書」により実施公民館長に報告する。

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。